

# Press Release



令和7年3月27日  
総務部

## 職員の懲戒処分について

令和7年3月27日、不法投棄に係る処分として職員の懲戒処分を行いました。

### 1 被処分者、処分事案の概要及び処分の理由

被処分者、処分事案の概要及び処分の理由	
被処分者 当事者	市民病院医局 医師 52歳・男 懲戒処分: 停職2月
処分事案の概要	令和6年8月9日に東京都八王子市小津町817番地付近において、家庭ごみ(レジ袋7袋分)を不法投棄したものを。
処分の理由	地方公務員法第29条第1項第1号「条例規則等に違反した場合」、及び第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合」

### 2 処分年月日

令和7年3月27日(木)

(本件の問い合わせ先)

総務部 人事課

担当: 通山、江里口

電話: 直通 72-9185 (内線1441)